

## 子ども医療費受給者証を送付しています

◆平成22年1月診療分から子ども医療費助成枠を出生から中学卒業年(15歳)の3月31日までに拡大します。

対象となるお子さん(小学1年生から中学卒業年(15歳)の3月31日までのお子さんのうち、障害者医療費または母子家庭等医療費を受給していないお子さん)のいるご家庭には、10月下旬にお知らせと子ども医療費受給者証交付申請書を送付しました。

申請書を提出したご家庭には、12月中に子ども医療費受給者証を送付しています。

申請書の提出期限が過ぎていますのでまだ申請がお済みでない方は、申請書に必要事項を記入・押印し、お子さんの健康保険証のコピーを添えて、返信用封筒にて速やかに返送してください。

なお、提出期限を過ぎて申請書を返送していただいた場合は、子ども医療費受給者証の交付が遅れることがありますのでご了承ください。

申請書が届いていない場合は、問い合わせてください。

就学前のお子さんは、現在お持ちの子ども医療費受給者証をその

ままご使用ください。

年齢拡大後の受給者証は有効期限が切れる前に順次送付します。

問合せ先

市役所市民窓口グループ  
☎ 52-11111 (内線227・217)

## 消防団年末夜警が実施されます

消防団では、市内一円を対象として年末夜警を実施します。

冬は空気が乾燥しています。火災を未然に防止するため、火の元には十分注意してください。

とき 12月27日(日)～29日(火) 午後8時～午前2時

問合せ先

・市役所生活安全グループ  
☎ 52-11111 (内線332)  
・高浜消防署  
☎ 52-11900 (内線28)

## 児童扶養手当受給者の皆さん 手当を振り込みました

児童扶養手当を12月11日に各金融機関に振り込みました。

手当受給資格者で、まだ申請していない方はご連絡ください。

受給資格者 父がいないか、父が障がい(身障手帳1級か2級の

一部)状態にある家庭で、18歳到達年度未までの児童、または20歳未満で障がいの状態にある児童を養育している方

※所得制限があります。また、公的年金受給者は対象外です。

問合せ先

いきいき広場内地域福祉グループ  
☎ 52-90871

## 家具転倒防止器具の取り付けをします

阪神・淡路大震災では、多くの方が家具類の転倒や落下、割れた食器類でケガをされたり、亡くなったたりしています。

このことから、地震対策として私たちが最も手軽にできる有効な手段は、家具の転倒・落下を防ぐことです。

市では、次の方を対象に家具転倒防止器具の取り付けを行います。

対象者

- ①おおよね65歳以上のひとり暮らしの方
- ②おおよね65歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ③身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、同居の家族にこれらの手帳の交付を受けていない

18歳以上65歳未満の方がいない世帯

申請方法 生活安全グループかいきいき広場窓口で申請してください。

利用回数 年1回まで

作業時間 2時間以内(おおよね2点程度)

費用

・取付費 無料  
・材料費 自己負担(器具の大きさにより異なります)  
・手続に必要なもの

- ①家具転倒防止器具取付申請書
- ②家具転倒防止器具取付に係る確約書
- ③借家などの場合は賃貸人の承諾書
- ④印鑑

※①②は、生活安全グループといいきいき広場にあります。

問合せ先

・市役所生活安全グループ  
☎ 52-11111 (内線301)  
・いきいき広場内地域福祉グループ・保健福祉グループ  
☎ 52-90871

